

令和8年度 第1回 物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金実施計画						
No.	提案事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要①目的、効果②交付金を充てる経費内容③補償根拠（対象数、単価等）④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策消費喚起くすPayチャージボーナスキャンペーン事業	①物価高騰による市内の経済対策を目的として、デジタル地域通貨くすPayのチャージ額に応じたボーナスポイントを付与することにより、食料品をはじめとする様々な生活必需品・サービスの購入を支援し、個人消費の喚起及び地域内経済の円滑な発展を図る。 ②委託料 ③チャージボーナス事業：81,395千円（うち32,970千円に交付金を充当） 内訳：ポイント原費68,000千円（20,000円×3,400人=68,000千円） 付与率：40% 一人当たり上限：20,000円分 内訳：事務費13,395千円（システム利用料、ポイント付与業務、広告宣伝費、事務局運営費） ④対象者数3,400人	R8.4	R8.9	
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	くすPay加盟店物価高騰対応支援事業	①物価高騰に苦しむ市内中小企業・小規模事業者の支援及び地域内経済循環の促進を目的として、くすPay加盟店がくすPay決済時に負担している決済手数料（2.5%）に対する支援を行う。 ②補助金 ③年間総売上見込200,000千円×手数料率2.5%＝5,000千円 ④くすPay加盟店120店舗（R8.4.1時点）	R8.4	R9.2	
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策消費喚起くすPayポイント交付事業	①物価高騰対策を目的として、くすPayポイント5,000円分を交付することにより、食料品をはじめとする様々な生活必需品・サービスの購入を支援し、個人消費の喚起及び地域内経済の活性化を図る。 ②委託料 ③くすPay生活応援ポイント交付事業：79,220千円 内訳：ポイント原費60,000千円（5,000円×12,000人=60,000千円） 内訳：事務費19,220千円（システム利用料、ポイント付与業務、新規カード製造・発送業務、事務局運営費） ④令和8年4月1日基準日において19歳以上の就労市民 約12,000人	R8.4	R8.8	
4	④地域域公共交通・物流や地域観光光景等に対する支援	物価高騰対策消費喚起くすPayくすまちなか循環バス利用促進事業	①物価高騰対策を目的として、まちなか循環バスをくすPayで決済した利用者に、150円分のポイント還元を行うことで、地域公共交通を支援する。 ②補助金 ③くすPayくすまちなか循環バス利用促進事業：500千円 内訳：ポイント原費300千円（150円×2,000回分） 内訳：システム管理費・事務局運営費100千円 内訳：システム改修費100千円 ④まちなか循環バスくすPay決済利用2,000回分（およそ2カ月分）	R8.10	R8.11	
5	⑤農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対策生産安定化事業	①物価高騰に苦しむ生産者の生産意欲の向上及び経営の安定に資することを目的とする。 ②生産者の生産物の購入に対する補助金 ③補助金1個につき2円以内の補助を行う。 ④、⑤、⑥内に住所を有する者 ・年間3万羽以上を飼育する生産者（1人当たり年間2万羽以上を飼育する3戸以上の組織も可） ・購入した羽のうさぎ、今年1月1日から5月末まで飼育したもの ・回収などにより購入購入費の支払いが証明できること	R8.5	R9.3	
6	⑤農林水産業における物価高騰対策支援	農業生産費高騰対策事業	①肥料等の価格の高騰により農業経営に及ぼす影響を緩和する。 ②肥料等の価格高騰分に対する補助金 ③（肥料費100,750千円＋農業費93,000千円）×物価変動率（21.8%）×（1/2以内）≈21,118千円 ④市内に住所を有する個人または法人で、令和7年度農産物販売額が50万以上の農家、町民等を同一世帯全員が完済していること。	R8.6	R9.3	
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食材料費高騰による給食費支援事業	①米などの食料材料費が高騰しており、子育て世帯への負担に併せてより安価な給食費を確保する。 ②補助金 ③パン、麺類、牛乳等の令和4年から7年度の物価上昇分を給食費の範囲に算入する。（教職員を除く） ④R4-R7上昇分 49,617,960円×25.58%＝12,733,856円（うち児童・生徒分）（内5,174,480円は交付金、5,559,376円は一般財源） 49,617,960円×25.58%＝12,733,856円（うち児童・生徒分）（内5,174,480円は交付金、5,559,376円は一般財源） ●児童・生徒合計：864人、41,962,200円（84.57%） 教職員合計：154人、7,655,760円（15.43%） ⑤児童、生徒の保護者	R8.4	R9.3	
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公共施設等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設物価高騰対策緊急支援事業	①社会福祉施設等における電気代等経費負担を軽減することで、エネルギー価格高騰の影響を受けた施設等の事業運営の安定を図るとともに、利用者の継続的な確保に資する。 ②③大分県への負担金 施設補助金交付金：最前年度補助金施設、障がい福祉施設、幼児教育・保育施設に交付補助金の1/2を負担。 （障がい福祉施設等別に応じた定額補助金） （補助対象）電気代、食料費、ガス代、燃料費の高騰分 事務費負担分：本事業実施に係る事務費の1/2を各市町村補助金申請件数に応じて負担。 ○高齢者福祉施設：2,199,500円 ・入所施設：18,000円×128人×1/2＝1,152,000円 ・通所施設：82,000円×10か所×1/2＝410,000円 ・訪問施設：25,000円×51か所×1/2＝637,500円 ○障がい福祉施設：597,000円（内訳） ・入所施設：18,000円×17人×1/2＝153,000円 ・通所施設：82,000円×9か所×1/2＝369,000円 ・訪問施設：25,000円×6か所×1/2＝75,000円 ○子育て支援施設：669,000円（内訳） ・放課後児童クラブ：50,000円×4か所×1/2＝100,000円 ・地域子育て支援拠点：30,000円×1か所×1/2＝15,000円 ・育児保育施設：4,000円×2人×1/2＝4,000円 ・保育所、認定こども園、幼稚園：（定員425人×4,000円×6施設×100,000円）×1/2＝500,000円 ④児童福祉施設、障がい福祉施設、子育て支援施設	R8.4	R9.3	
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策外出支援サービス事業	①物価高騰の中、高齢者の外出及び観光振興の促進を図るため、バス及びタクシー料金の支払いに使用可能な利用券（バス・タクシー券）を交付する。 ②利用券（委託料）、事務費 ③総事業費 10,468千円（うち7,100千円に交付金を充当） 内訳 ④事業費 695,000円 ⑤利用券 978,300円 ⑥遠隔地の対象者 年間最大12,000円分 遠隔地以外の対象者 年間最大8,400円分 ⑦次の1.2.3.のいずれにも該当する者 1 令和26年4月1日までに生まれた75歳以上の者 2 秋田県在住の者 3 令和8年4月1日時点で、介護保険の要介護3、4、5の認定を受けていない者 事業対象者 3,023人	R8.4	R9.3	
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策子育て応援券（独自加算分）	①物価高騰の影響が顕著化しその影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、食料品をはじめとする様々な生活必需品・サービスの購入支援として、児童1人あたり10,000円の現金を給付する。 ②給付金 ③40名×10,000円＝400,000円 ④18歳になる年度までの児童および令和8年3月までに出生した児童を養育する児童手当受給者で、令和7年度中に未払いだった者	R8.4	R8.4	
11	⑤農林水産業における物価高騰対策支援	家畜診療報酬改定緩和臨時対策事業	①家畜診療報酬の増額による負担を軽減することで畜産事業者の経営安定を図る。 ②家畜診療報酬の増額分 ③令和6年度家畜診療報酬（1割増）×（増額加算率）22.2×（補助率）1/2 1,458,836円×22.2×1/2＝1,604,719円 削減が12.0より26名削減から35名削減へ増員となったため、診療件数の増加も0.5名分増加するものと仮定 1,604,719円/2名×0.5＝401,178円（b） （a）＝（b）1,604,719円÷401,178円＝4.000,000円（千円以下端数は切り捨て） ④畜産事業者	R8.4	R9.3	
12	②中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	遠隔地米価高騰対策事業	①【目的】 遠隔地産米の仕入れ価格の急騰に対応するため、即時の価格転嫁が困難な遠隔地産米に対し、原料の適量の安定確保に向け購入費助成を行う。 ②【効果】 市内唯一の伝統的産米の産地と発展への寄与。 ③【補助金】 事業者1社 ④【対象者】 事業者1社 ⑤【申請】 R7仕入れ価格の内、R6仕入れ価格からの高騰分の1/2を補助（限度額200万円） ⑥【交付対象者】 伝統的産米事業者（亀の井産直会合会社）	R8.4	R9.3	
13	④地域域公共交通・物流や地域観光光景等に対する支援	物価高騰対策 県民バス乗車券事業者支援事業	①近年のエネルギー価格や物価高騰を受け都内唯一の県民バス乗車券事業者を支援することにより負担軽減を図り、県民生活における公共交通及び観光振興を図るために必要不可欠な県民乗車券の継続を図ること ②総額1,550,000円（県民バス乗車券組合への負担金） 県民バス乗車券組合（57.8%（954千円） 県民バス乗車券組合（42.2%（696千円） ③対称数1.5、乗客による乗車率の見積りによる。 ④県民バス乗車券1社、県民バス乗車券1社、県民バス乗車券1社に限り必要となる乗車券 ⑤県民バス乗車券1社、県民バス乗車券1社、県民バス乗車券1社に限り必要となる乗車券	R8.4	R9.3	
14	④地域域公共交通・物流や地域観光光景等に対する支援	物価高騰対策 運送事業者経費支援給付金事業	①【目的】 物価高騰による影響を大きく受けるが、即時の価格転嫁が困難な市内一般貨物事業者等への経営支援を行い、事業継続と経営の安定を図る。 ②【効果】 市内物流の維持・振興 ③【補助金】 ④大型40,000円×14台、小型 13,000円×39台、計6,387,000円 ⑤【交付対象者】 市内運送事業者 ⑥【対象施設等】 大型自動車及び小型自動車	R8.4	R9.3	